

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽

乙

2022
February
No.689





The mayor column



花のまち随想

東神楽町長 山本 進

年明けには新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いていますが、また急速に感染が拡大しています。この原稿を書いている1月20日時点では、北海道での感染者数が過去最多となっています。町民の皆さまには、感染予防対策の徹底を引き続きお願いいたします。

3回目のワクチン接種につきましては、順次案内を発送しますが、できるだけ加速化するように準備をしております。65歳以上の高齢者の皆さまには、以前の接種状況に応じて日時を指定してお知らせし、2月上旬から接種できるようにしておりますので、ご協力をお願いいたします。その後、高齢者福祉施設の入所者や従事者の方、基礎疾患のある方、エッセンシャルワーカー（町内に勤務する教職員、保育園等の職員など）の方に接種し、その後に64歳以下の方に順次連絡させていただきます。64歳以下の方は以前同様、ご都合の良い時間を予約していただく形になります。また、ワクチンも前回は町内での接種は全てファイザー製でしたが、今回は国からの供給がファイザー製だけでなく、モデルナ製もあるので、接種日によっては、前回と異なるワクチンを接種することもあります。詳しくは、郵送する書類に記載しております

が、ご心配のある方は役場健康ふくし課までご連絡ください。

話は変わりますが、以前もご紹介した、大東建託株式会社が行った『街の住みこちランキング2021』で、東神楽町が北海道で1位になっていました。同じ調査を活用した『いい部屋ネット街の住みこちランキング2021（ふるさと版）大都市圏や政令指定都市、県庁所在地などの都市部を除いた街を対象』では、東神楽町が全国1位となっていました。調査では、『行政サービスの満足度の高い街』で全国1位、『物価・家賃』、『静けさ・治安』でも高評価ということだそうです。まちづくりに携わる者としては、大変光栄だと思っております。今回は52名の方がアンケートにお答えいただいた結果ということなのですが、もともと多くの住民の皆さんが満足度が高いと思っていただけのように頑張っていきたいと思っております。行政サービスの中では、今月も『地区別まちづくり計画』の見直しを住民の皆さんと役場の職員が一緒になって行っています。ご協力に感謝申し上げますとともに、やはり相互に連携してまちづくりをしていくことが大切なのだと改めて思っておりますので、引き続きよろしく願います。

はなひとわ

目次 CONTENTS

- p3 まちのできごと
- p4~13 Pick up
- p14 健康食育コラム
- p15 花のまちNEWS
- p16 スマイルキッズ
- p17 子育てコラム
- p18 子育て・保健案内板
- p19 Library『図書館からのお知らせ』
- p20~25 まちの情報案内板
- p26 イベントカレンダー

今月号の表紙では成人式の様子をまとめてみました。いろいろなところで友人との再会を喜ぶ声や、子どもたちの成長に驚く親御さんたちの声が聞こえ、写真を撮影していた私も幸せな気持ちになりました。

年が明け約1か月が経過し、早くも1年の12分の1が終わります。今年もあっという間に1年が過ぎていきそうです。仕事もプライベートもしっかり計画を立てて、時間を大切にしていきたいものですね。（遠）

人口と世帯数	10,110人(-18) [-44]
令和3年12月末現在	▼男 4,772人(-8) [-14]
()内は前月比	▼女 5,338人(-10) [-30]
[]内は前年同月比	▼世帯数 4,394戸(-3) [+28]

Higashikagura Town News

まちのできごと



このページの掲載写真は、希望があればご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎83-2113

01 小中学生の習字が『橋名板』に

北海道が整備を進めている地域高規格道路（鷹栖東神楽線）に架かる橋に設置する、橋や川の名前をした『橋名板』の文字を町内小中学生に書いていただきました。合計143作品の応募があり、選ばれた4名の習字を基に『橋名板』を制作しています。4名には記念品として橋名板のレプリカ（文鎮）を贈呈しました。



02 東神楽消防団出初式

東神楽消防団による出初式が行なわれました。当日は大変冷え込み、厳しい真冬の寒さでしたが、団員の皆さんは凛々しい顔つきで参加されていました。併せて長年に渡って勤続されている方々への表彰も行なわれました。その後、役場前から福祉会館まで分列行進を行い、力強い足取りで行進をされていました。

03 雪の遊び場『ウパシの森』オープン

ひがしかぐら森林公園パークゴルフ場内に『ウパシの森』がオープンし、町内や近郊から訪れた家族連れでにぎわいました。四輪バギーやスノーラフティング、ツリーイングなど、保護者の方も一緒に体験し、楽しんでいました。2月27日まで毎週日曜および祝日に営業予定ですので、お子さんと一緒に冬を楽しみましょう！



04 成人式を2日連続で開催！

1月8日に新型コロナウイルスの影響により延期されていた令和3年成人式を開催し、翌9日に令和4年成人式を開催しました。感染症対策のため会場へのご家族の入場はできませんでしたが、両日ともに動画サイト『Youtube』を通じてライブ配信(限定公開)され、ご家族の皆さまにも晴れの日を見守っていただきました。



新型コロナ ワクチン接種

に関するお知らせ

健康ふくし課ワクチン推進室 ☎ 83-5815

追加接種(3回目)について

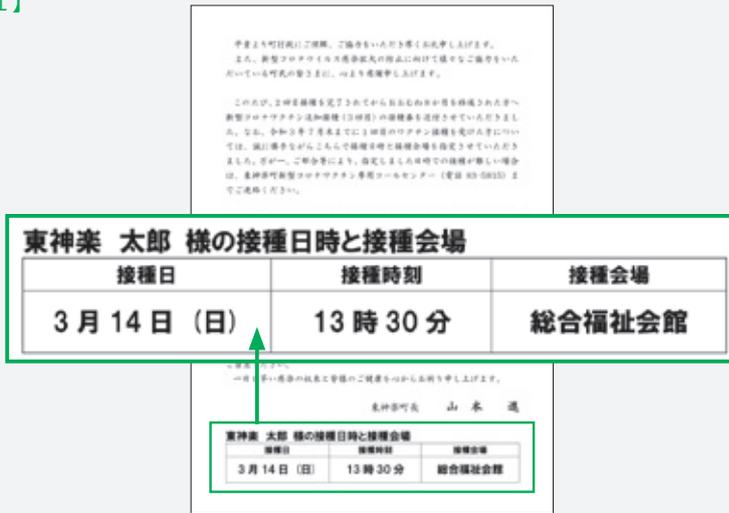
◆接種対象者

2回目接種後から7か月以上経過した18歳以上の方を対象に1回追加接種を行います。
1月中旬から医療従事者を対象に3回目の個別接種を開始し、高齢者施設の入所者・従事者の接種を進めています。

◆65歳以上の方の接種について

2月上旬から高齢者を対象とした集団接種が始まります。接種券は、2回目接種から7か月以上経過した方から順に1月下旬から発送します。

【図1】



65歳以上の方には、追加接種(3回目)の接種券にあらかじめ接種日時を記載した紙を同封しますので、記載された日時に接種会場へお越しください。

なお、記載された日時に都合の悪い方、接種を希望しない方は、町新型コロナワクチン予約専用コールセンター(☎83-5815)へご連絡ください。ワクチンの廃棄をなくすため、ご協力をお願いします。

町から送付する追加接種(3回目)の接種券にあらかじめ接種日時を記載した紙【図1】を同封しますので、記載された日時に接種会場へお越しください。なお、記載された日時に都合の悪い方、接種を希望しない方は、お手数ですが新型コロナワクチン予約専用コールセンター(☎83-5815)までご連絡ください。

◆基礎疾患のある方の接種券について

基礎疾患のある方で、町外のかかりつけの医療機関で追加接種(3回目)を希望する方は、接種券を送付しますので新型コロナワクチン予約専用コールセンター(☎83-5815)にお電話ください。

◆集団接種の予定について

町では、以下のとおり集団接種を実施する予定です。

対象者	接種券	接種予約	接種会場	実施期間
高齢者(65歳以上)で2回目接種から7か月以上経過した方	2回目接種が早かった人から順に1月下旬から発送	町で日時を指定 ※日時の変更を希望する方や、接種を希望しない方は、町コールセンターへ連絡	ふれあい交流館 または 総合福祉会館	令和4年2月上旬～4月中旬(予定)
64歳～18歳の方で2回目接種から7か月以上経過した方	4月上旬頃から発送	事前予約(インターネット・コールセンター)	総合福祉会館	令和4年4月下旬～6月下旬(予定)

※上記のほか、地区公民館(稲荷、忠栄、志比内の各地区)でも実施予定(3月上旬～中旬)

※町で接種日時・接種会場を指定するのは、初回接種の時点で65歳以上の方、各地区公民館で接種した方、基礎疾患を有するとして接種した方(かかりつけの医療機関で接種した人を除く)となります。

◆接種するワクチンの種類について

追加接種（3回目）で町に供給されるワクチンは、ファイザー社製が約55%、武田・モデルナ社製が約45%となっています（いずれもmRNAワクチン）。このため、1・2回目で使用したワクチンと同じワクチンを希望する方全員が、希望通り接種することは難しい状況です。

また、ワクチンには使用期限があるため、供給された順に使用していく予定です。

なお、3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されること、1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でもファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田・モデルナ社ワクチンを受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇されることが報告されています。



◆接種券などの様式が変わります

追加接種（3回目）で使用する接種券や接種済証などについて次のとおり変更します。



【接種券一体型予診票】

予診票の右上に接種券が印刷してあります。接種券と予診票が一体型となります。



【新型コロナワクチン予防接種済証】

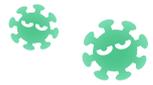
1・2回目の接種履歴が印字しており、3回目接種後は3回分の接種済証として使用できます。

◆今後の接種スケジュール(予定) ※予定月の()内は2回目接種月を示す

予定月	令和4年1月 (令和3年5月※)	2月 (令和3年6月)	3月 (令和3年7月)	4月 (令和3年8月)	5月 (令和3年9月)	6月 (令和3年10月)
対象者・会場	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者 ・消防職員 ・高齢者施設の入所者、従事者 【会場】 診療所、高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・基礎疾患のある方 【会場】 ふれあい交流館、総合福祉会館、地区公民館			<ul style="list-style-type: none"> ・一般（18歳以上） 【会場】 総合福祉会館	

※接種日時・会場が指定された紙が届いた方で、追加接種（3回目）を希望されない方、他の医療機関等で接種を予定している方等は、新型コロナワクチン予約専用コールセンター（☎83-5815）にお電話ください。

※国からのワクチンの供給状況等により、スケジュールは変更となる場合がありますのでご了承ください。



新型コロナ

ワクチン接種

に関するお知らせ

健康ふくし課ワクチン推進室 ☎ 83-5815

接種当日について

◆当日の服装

『肩』『腕』がスムーズに出せる服装（半袖の上から脱ぎやすい上着を着用してきてください）。



肩が十分に露出されていない



ひじは自然に下ろした姿勢で、手のひらが体幹を向くように

◆接種当日の流れ

会場では、手指消毒の徹底、マスクの着用をお願いします。

①受付

接種券・予診票・本人確認書類の確認を行います。

②予診票の確認

主に看護師が当日の体調などについて伺います。

③医師による予診

当日の接種が可能かどうか医師が判断します。

④接種

肩に筋肉注射をします。左右どちらでも大丈夫です。

⑤経過観察

15分以上（※）は会場で座って様子を見ていただきます。

※重いアレルギー症状を起こしたことがある方などは30分ほど

⑥帰宅

その他

◆他市町村で2回目のワクチン接種を終えたあとに転入されてきた方へ

追加接種（3回目）を希望される場合は、東神楽町に接種記録がないため、申請が必要になります。申請がない場合は、追加接種（3回目）のご案内をすることができませんのでご注意ください。詳しくは、町のホームページをご確認ください。

◆2回目の接種から7か月を経過しても接種券の届かない方へ

2回目の接種から7か月を経過しても接種券が届かない場合、予診票の処理の遅れや接種会場における読取ミスや未入力などさまざまな原因が想定されます。

接種時期になっても町から接種券が届かない方は、お手数ですが町新型コロナウイルスワクチン予約専用コールセンター（☎83-5815）へご連絡ください。

【当日の持ち物チェックリスト】

▼接種に必要な物

- 送付した接種券に同封の書類一式
※予診票は自宅であらかじめ記入してください
- 健康保険証
- 身分証明書（運転免許証など）
- お薬手帳（お持ちの方のみ）

新型コロナウイルスワクチン接種に関する 偏見や差別は決して許されません！

ワクチン接種は任意で自らの意思で受けるていただくものであり、病気などさまざまな理由で接種できない方もいます。接種していない方への接種の強制や、不利益な取り扱い、人権を侵害する行為で決して許されません。ワクチン接種をしていない方に対する差別的な行為は絶対に行わないようにしましょう。

◆これから初回接種（1・2回目）を受ける方へ

町では、以下のとおり個別接種を実施しています。

対象者	接種券	接種予約	接種会場
18歳以上の方	送付済の接種券が使用できます	町コールセンターへ電話予約 (☎83-5815)	町立診療所または 集団接種会場

※令和3年度中に13歳から15歳の誕生日を迎える方及び接種日当日までに12歳の誕生日を迎える方で、旭川市内での集団接種を希望する場合は旭川市新型コロナウイルスコールセンター（☎25-3501）へ、医療機関での接種を希望する場合は旭川市ホームページで予約状況を確認のうえ、各医療機関へご連絡ください。

2/1~ マイナンバーカードがあれば！ コンビニで証明書が取得できます

令和4年2月1日から、マルチコピー機を設置している全国のコンビニエンスストアなどで、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるようになります。夜間や休日などの役場閉庁時でも利用可能で、申請書の記入も必要ありません。マイナンバーカードをお持ちの方はぜひコンビニ交付をご利用ください。

操作は簡単！

休日も！

どこで利用できるの？

●セブンイレブン ●ローソン ●セイコーマート
などコンビニ交付に対応しているマルチコピー機が設置されている店舗

<町内利用可能店舗>
セブンイレブン東神楽南1条店
セブンイレブン旭川空港店
セイコーマート東神楽1条店
ローソン東神楽ひじり野店



何が必要なの？

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の4ケタの暗証番号
※15歳未満の方は利用できません
※マイナンバーカードの交付を受けた翌日から利用可能



利用可能時間は？

午前6時30分～午後11時（年末年始、メンテナンス日除く）
※各店舗の営業時間内に限ります

どんな証明書がとれるの？

○は取得可能な証明 ×はコンビニ交付では取得できない証明
※コンビニで取得できない証明書は役場窓口で申請してください

住民票の写し	350円	○東神楽町に住民登録がある本人および同一世帯の方の証明書 (世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載の有無を選択可) ×住民票の除票(転出、死亡等) ×転出予定者の住民票 ×住民票コード・マイナンバーが記載された住民票 ×記載事項証明書 ×住所、氏名の変更履歴記載の住民票(前住所は記載されています)
印鑑登録証明書	350円	○東神楽町で印鑑登録をしている本人の証明書 ×転出者、転出予定者の印鑑登録証明書 ※役場窓口で印鑑登録証明書を交付申請する場合は印鑑登録証が必要です
戸籍全部・個人事項証明書	450円	○東神楽町に本籍のある本人および同一戸籍の方の証明書 (本籍が東神楽町で、住民登録が町外の方は事前に『利用登録申請』が必要です) ×除籍や改正原戸籍 ×戸籍の届出をされ、処理が完了していない方
戸籍の附票の写し	350円	
所得・課税証明書	300円	○東神楽町に住民登録および所得情報がある本人の証明書 ×転出者、転出予定者の証明書 ×過年度分の証明書

コンビニ交付操作の流れ

マイナンバーカードを用意します。 →

コンビニのマルチコピー機のタッチパネルで『行政サービス』を選択します。 →

『証明書交付サービス』で『コンビニ交付』を選択し、マイナンバーカードを置きます。 →

□□□□
4ケタの暗証番号を入力します※1 →

必要な証明書を
選択します。 →

必要な部数を入力します。 →

内容を確認後、手数料を入金します。 →

マルチコピー機から証明書と領収書が出力されます。※2

※1 入力を3回連続で間違えるとロックがかかりますのでご注意ください。

- ▼取得された証明書の返金・交換はできませんので、内容を十分ご確認の上ご利用ください。印刷不良の際はそのまま店員に知らせてください。
- ▼証明書発行手数料が無料になる理由で証明書を取得したい場合は、役場窓口で申請してください。
- ▼暗証番号のロックがかかった場合は役場窓口で暗証番号を初期化する必要があります。

※2 取り忘れ防止音声流れます。受取後、音声停止ボタンを押してください。

マイナンバーカードを申請しませんか？
申請はスマホからも可能です！

すでにマイナンバーカードの申請をし、
受取り期限を過ぎた方も受け取ることが
できる場合があります。まずはお問い合わせを！

■問合せ くらしの窓口課 (☎83-5401)



昨今の少子高齢化、核家族化、お墓の承継問題など、新たなお墓のニーズに対応するため大雪霊園内に芝生墓所、合葬墓、短期納骨堂を整備しています。町のHPに大雪霊園パンフレットを掲載していますのでご覧ください。

なお、以下に表示されている各種料金は全て税込表示となります。

使用
申請

2月14日(月)受付開始

※ガーデニング合葬墓は秋頃

供用
開始

5月から開始予定

※芝生墓所は6月、ガーデニング合葬墓は秋頃を予定

一 芝生墓所(合葬墓移行型有期限墓所) 一

芝生の上に洋型の小さな墓石を設置する約500区画の外国風墓所で、使用期間が決められています。

使用期間経過後には、霊園管理者(町)が使用者に代わって遺骨の移動(合葬墓)、墓石の撤去までを行いますので、お墓を継ぐ方がいない方も安心して使用できます。

なお、使用期間の更新により永続的な使用も可能です。



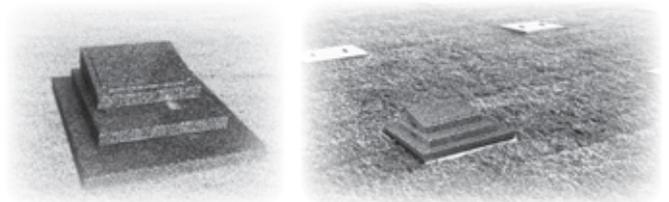
1区画あたりの使用料及び管理手数料

20年	30年	40年
590,000円	666,000円	742,000円

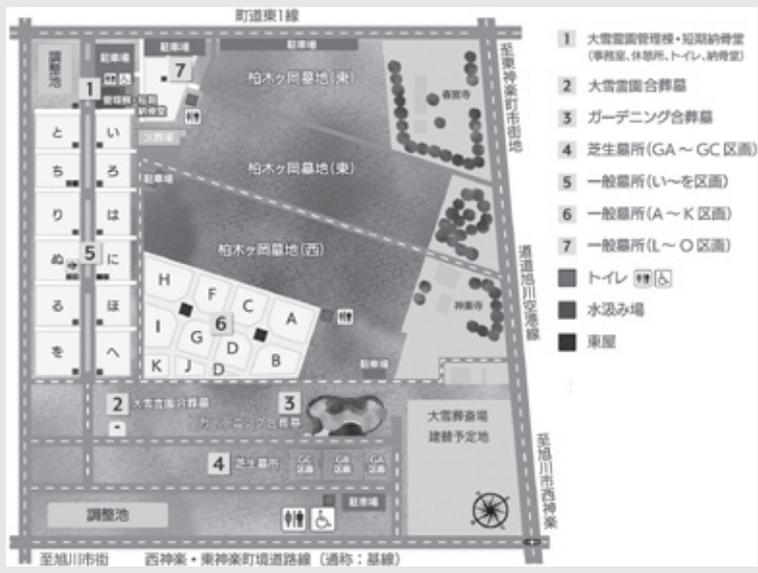
※墓石撤去費、合葬墓使用料含む。

※使用期間の延長は10年につき76,000円。

※別途、墓石工事代金として330,000円が必要です。



【大雪霊園案内図】



一 短期納骨堂一

一般的な納骨堂とは異なり、1年単位で最長3年まで遺骨をお預かりする施設です。霊園管理棟内に納骨室、参拝室、遺骨をお預かりする簡易的な納骨棚を整備しています。

なお、納骨室に入ることにはできないため、参拝する場合は納骨室前の参拝室でお参りをさせていただきます。

使用料 / 1体 1年あたり15,000円

※別途、預託金が必要です(遺骨返還時に返金)。

【町民：26,000円 町民以外：39,000円】



一 合葬墓一

複数の方の遺骨を同じ場所に埋蔵する形式のお墓です。『墓石型(5,000体分)』とガーデンを墓標にみたてた『ガーデニング合葬墓(5,000体分)』の2種類を整備しています(ガーデニング合葬墓は秋頃完成予定)。

なお、埋蔵後は他の方の遺骨と混在するため遺骨を取り出すことは二度とできません。

急がなくても使用できる数を確保していますので、ご家族などと十分に相談した上でお申し込みください。



使用料 / 1体

	大雪霊園合葬墓	ガーデニング合葬墓
町民	26,000円	112,000円
町民以外	39,000円	168,000円

※墓誌に故人名を彫刻した記名板を設置できます。

【22,300円 / 1名(墓誌使用料を含む)】



令和2年度 大雪地区広域連合

決算の概要

大雪地区広域連合は、保険者として平成16年4月から業務を開始しています。

令和3年12月22日に行われた第3回大雪地区広域連合議会定例会で、令和2年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算の概要についてお知らせします。

※金額は四捨五入処理をしているため、実際の決算額と異なる場合があります。

お問い合わせ
大雪地区広域連合
☎ 82-3697

【一般会計】

令和2年度は大雪地区広域連合が保険者として業務を開始して16年目となりました。6名の派遣職員と4名の専任職員で業務を行い、関係町・関係機関と協議を行いながら、住民サービスの低下を招くことなく効率的に事務処理を進めました。

【介護保険特別会計】

平成30年3月に策定した第7期介護保険事業計画（平成30年度から令和2年度）に計上された要介護高齢者数と将来推計などを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、円滑な事業運営と給付の実施を進めました。

介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、第5段階である標準的な年額保険料を7万2900円（月額6077円）としています。

介護保険事業準備基金は、令和2年度中に697万円を追加で積

み立て、令和2年度末現在の基金残高は1億972万円となりました。今後の介護保険料抑制のために有効な活用を図ります。

【国民健康保険特別会計】

国民健康保険料については、被保険者の負担軽減と安定化、平準化を図りながら、最少の負担で医療給付が受けられるように料率を設定しました。住民福祉の向上と公平負担の確保という制度の基本に立ち、3町の被保険者にかかる必要な保険給付費を見込み、健全経営ができるよう関係町と協議を重ね、国民健康保険運営協議会に諮問のうえ保険料を決定しました。療養給付費（費用額ベース）は、24億7075万円となり、1億5413万円の余剰金が発生しました。これは、医療費全体で予算額を下回ったことなどによるものです。

国保財政調整基金は、令和2年度中に預金利息を追加で積み立て、令和2年度末現在の基金残高

【後期高齢者医療特別会計】

平成20年度から、老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度がスタートしています。北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っています。

納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。療養給付費（費用額ベース）は46億4075万円となっています。

国民健康保険被保険者医療費の動向

一世帯あたり		59万8245円
一人あたり	全体	34万5753円
	前期高齢者	47万3940円

後期高齢者医療被保険者医療費の動向

医療費総額	46億4075万円
被保険者数	5006人
一人当たりの医療費	92万7037円

大雪地区広域連合歳入歳出決算額

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	13億2222万円	13億2072万円	149万円
介護保険特別会計	32億3708万円	31億7772万円	5936万円
国民健康保険特別会計	35億5744万円	34億331万円	1億5413万円
後期高齢者医療特別会計	8億4776万円	7億7794万円	6982万円
合計	89億6450万円	86億7969万円	2億8480万円

介護給付費の状況

区分	給付費総額	受給者数	月額給付費（一人あたり）
居宅介護サービス等給付費	17億3950万円	1309人	11万740円
施設介護サービス等給付費	12億223万円	289人	34万6664円
合計	29億4173万円	1598人	15万3406円

保険料収納状況

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介護保険料	6億1303万円	6億1225万円	0万円	78万円	99.87%
国民健康保険料	7億3575万円	7億2307万円	0万円	1269万円	98.28%
後期高齢者医療保険料	2億9950万円	2億9802万円	0万円	148万円	99.51%



確定申告

は期間内にお早めに

東神楽町役場での確定申告は 3月14日(月)まで！

感染症対策のため、会場の入場制限をさせていただきます。また、ご来場の際には、マスクの着用など感染予防対策にご協力をお願いします。

【税務課での通常受付】※土日・祝日、3月1・2日は除く

開設場所	役場庁舎内（1階） 税務課
還付申告	1月24日(月)～3月14日(月)
確定申告	2月16日(水)～3月14日(月)
開設時間	午前9時から午後5時
受付時間	午前：9時から11時30分 午後：1時から4時30分

※譲渡所得を含む申告については、役場で受け付けられない場合があります。

※2月24日(木)・25日(金)は、午後8時まで開設時間を延長します（出入口は役場庁舎1階ホール側です）。

【ふれあい交流館での臨時受付】

開設場所	ふれあい交流館 会議室1
開設日	3月1日(火)・2日(水)
開設時間	午前9時～午後5時 受付終了：午後4時30分

※3月1日(火)、2日(水)は、役場税務課では受付しておりませんので、ご注意ください。

※両日とも50名を上限とさせていただきます（先着順）。

【持ち物】

①本人確認書類

申告者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど

②マイナンバー確認書類

申告者のマイナンバーカードまたは通知カードなど

※配偶者・扶養親族のマイナンバーの申告が必要な場合、申告書に番号を記載いただければ確認書類などは必要ありません。

③収入を確認できるもの

給与所得の源泉徴収票（原本）、公的年金などの源泉徴収票（原本）、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など収入を確認できる書類

④申告者の口座を確認できるもの（還付がある方）

⑤控除額を確認できるもの

▼医療費控除…医療控除の明細書または医療費のお知らせ(原本)

▼セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）…セルフメディケーション税制の明細書

※医療機関などの窓口で支払った領収書、一定の取組の証明書類（健康診断の結果やインフルエンザ予防接種の領収書）を添付する必要はありませんが、ご自宅で5年間保存してください。

▼社会保険料控除…健康保険料の領収書、国民年金保険料控除証明書など

▼生命保険料控除…支払額などの証明書

▼地震保険料控除…支払額などの証明書

▼寄附金控除…寄附の受領書

▼障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書

※その他の控除については税務課へお問い合わせください。

【事業主の方へ】法定調書は 1月31日(月)までに提出を

法定調書は令和3年中の支払分をまとめて提出するもので、期限は1月31日(月)までです。合計表を添付し、旭川東税務署に提出してください。なお、給与支払報告書の提出は、受給者の住所地の市町村ごとに区分し、そ

れぞれの総括表を添付して当該市町村へ提出してください。詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）までお問い合わせください。

確定申告をすることで所得税の還付が受けられる場合があります

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、申告をすることにより所得税が還付されます。

①総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下（所得金額や源泉徴収された所得税などにより異なります）である場合。

②給与所得者で次の控除を受ける方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）など。なお、給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得についても申告が必要です。

③年の途中で退職した後、就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない場合（源泉徴収票で、支払金額と源泉徴収税額のみが記載されている場合）。

④退職所得がある方

次のいずれかに該当する場合。

◆退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合。

◆退職所得の支払いを受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている場合。

⑤所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

医療費控除や社会保険料控除等を受けられる場合。

⑥予定納税をしている方

【確定申告の必要がない場合】

住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けて所得税額および復興特別所得税額が発生しない方で、医療費が一定額以上ある場合は、申告をすることによって所得税および復興特別所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります。



確定申告書は 国税庁HPから作成！

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、確定申告会場に行かずに自宅から申告できます（スマホからも確定申告ができます）。

※作成した申告書を印刷して、郵送で提出することも可能です。

※e-Taxに関する情報は『e-Taxホームページ』でご確認ください。

※確定申告書等作成コーナーに関する情報は『国税庁ホームページ』でご確認ください。

※操作に関してはe-Tax作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）までお問い合わせください。



申告会場は イオンモール旭川駅前です！

以下の通り確定申告会場を開設します。旭川東税務署庁舎内には会場を設置していませんのでご注意ください。

会場	イオンモール旭川駅前4階 (旭川市宮下通7丁目)
開設期間	2月2日(水)～3月15日(火) ※土、日、祝日を除く
受付時間	午前9時～午後4時
お問合せ	旭川東税務署 ☎23-6291

感染症対策として、『入場整理券』による入場制限を行います。当日分の整理券の配布が終了した場合、後日の来場をお願いすることになりますのでご了承ください。

※申告者の本人確認書類（免許証など）とマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）をお持ちください。

※申告書を作成済みの方は、旭川東税務署の総合窓口にご提出いただくか、郵送による提出をお願いします。

第4回町議会定例会

12月15日に招集され、会期2日間で開会された令和3年第4回町議会定例会。行政報告の他、令和3年度の一般会計の補正予算、関連条例改正などが提案されました。一般質問では、9名の議員から17の質疑があり、提出された議案は原案どおり可決され、16日に閉会しました。

【議案第1号】令和3年度東神楽町一般会計補正予算（第8号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2528万6000円を減額し、予算総額は92億9820万9000円になりました。

【議案第2号】令和3年度東神楽町国民健康保険特別会計診療施設勘定補正予算（第2号）

今回の補正は、歳入歳出の総額は補正せず、予算総額を1億8220万円のままとするものです。

【議案第3号】令和3年度東神楽町水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正は、収益的支出を9万5000円増額し、総額を1億8262万3000円とするものです。

【議案第4号】令和3年度東神楽町下水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正は、収益的支出を124万9千円増額し、総額を2億6,429万5千円とするものです。

【議案第5号】東神楽町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

これは、旭川市を中心とした地域間連携を目的とした定住自立圏形成協定に代わり、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約が結ばれることとなったため、定住自立圏形成協定に関する条文を削除するものです。

【議案第6号】定住自立圏の形成に関する協定を廃止する件

これは、定住自立圏形成協定に代わり、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を結ぶため、廃止するものです。

【議案第7号】連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結の件

これは、旭川市と東神楽町が連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、住民の安心で快適な暮らしを実現するため、連携協約を結ぶものです。

【議案第8号】東神楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

これは、令和4年2月から印鑑登録証明書をコンビニ等で交付することができるよう改正するものです。

【議案第9号】東神楽町健康回復センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
これは、森のゆ花神楽の入館料とコピー使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案第10号】東神楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

【議案第11号】東神楽町墓地条例の一部を改正する条例
これは、大雪霊園に新たに整備する芝生墓所、合葬墓、短期納骨堂の運用について規定するため、改正するものです。

【同意第1号】東神楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
東神楽町固定資産評価審査委員会の委員が任期満了となるため、委員の選任について同意を求めたものです。

【諮問第1号】人権擁護委員候補者の推薦の件
人権擁護委員が任期満了となるため、委員の推薦について意見を求めたものです。

氏名 助乗 清光

報告第2号
監査委員からの令和3年度定期監査結果報告に対する改善措置について

【指摘事項1】町税等の未収対策について

町税等の未収対策については、関係各課が連携して自主納付の促進を図ると共に、分割納付等納付相談などにより折衝機会の確保に努める一方、対応が困難な滞納者に対しては各種財産等に対する差し押さえを行うほか、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収に努めており、成果を挙げていると言えます。

しかし、一般に納税が困難な場合は一つの税にとどまらず、税外の使用料等も滞納となる傾向にあり、急速に滞納額が累積し、かつ滞納期間が長期化する事例が多いため初期段階での対応が重要です。また、外国人が町税等を未納のまま帰国してしまう例が見られます。外国人の場合一度帰国してしまうと事実上徴収が不可能となります。事前に出国を把握することが難しいことから、外国人への周知徹底、関係機関との情報共有や雇用企業に協力を求めるなどの対策が必要と思われまます。

町税は、自主財源の根幹であり、徴収確保はもとより公平な税負担を求めることは極めて重要です。特に現年度の未納・滞納における対策を重点に、今後とも自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入

未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要があります。

【改善措置（税務課）】

町税等の未収対策につきましては、関係各課と連携し、新たな滞納の発生防止に重点を置きながら、納期毎に未納者への督促状の送付や、電話及び文書での催告を行うなど、自主納付の促進に努めております。併せて、コンビニ収納やスマホ収納も開始しており、納付環境の利便性向上にも努めております。

また、納期内での納付が困難な方に対しましては、納付方法について相談を行うとともに、仕事の都合などで日中に相談に訪れることができない方に対して夜間の納付相談を行うなど、折衝機会の確保にも努めております。

こうした取り組みを通じて、なお納付されない町税等につきましては、納税者等個々の状況を考慮した徴収を行うとともに、納付相談に応じていただけない滞納者に対しては、給与、預貯金、生命保険等の差押えなどの措置を行っております。

さらに、対応が困難な滞納者につきましては、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収強化に努めております。

また、外国人が町税等を未納のまま帰国してしまう件につきましては、雇用事業者や仲介事業者の方に対して、納税管理人制度の周知や外国人の方が転出や帰国される際の事前相談への協力をお願いしておりますが、文化や言葉の違い、税金制度等の違いもあることから、引き続き、丁寧な説明に努めるよう取り組んでまいります。

今後とも、税外収入の確保と利用者等の負担の公平・公正を保つため、関係課と連携し、訴訟も視野に入れた徴収対策に努めるなど、適切かつ効果的な未収対策について実施してまいります。

東神楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき締結された協定の第6条により有限会社ブルームンから事業報告及び決算報告が提出されます。事業報告において河川敷運動公園、農村公園及び森林公園の収入は売上の全項目が月別に件数、金額等が極めて詳細に記載されて大変わかりやすい内容となっております。

【指摘事項2】 指定管理者の決算報告について

しかし、決算報告書は有限会社ブルームンが経営するスリドーム屋内パークゴルフ場の収入・支出を含めた報告であり、各施設個別の収支状況が全く掴めないものとなっております。

各施設の経営状態を理解するためには収入実績だけでなく、支出を把握する必要があります。来年度からは個別の決算報告書の提出を指定管理者に求めていただきたい。

【改善措置（産業振興課）】

各施設それぞれの経営状態を把握するために、各施設の収入実績と支出を記載した決算報告を提出するよう求めてまいります。

【指摘事項3】 公用車の交通事故について

令和2年12月から本年9月までの間に4件の公用車の事故が発生しています。うち1件は人身事故で安全確認が不十分のため後方車両に衝突したものでした。

事故防止のためのバックモニターや事故後の対応のためのドライブレコーダーの普及が進んでいる中、公用車におけるバックモニター、ドライブレコーダーの装着率は極めて低く、現時点でバックモニターの装着率は26台中わずか3台、ドライブレコーダー搭載車も同様に3台にとどまっております。

運転者の安全運転に対する意識を高めることはもとより、公用車の安全装備を充実させることも交通事故を未然に防ぐ対策として有効と考えます。

【改善措置（建設水道課）】

公用車の事故防止につながる安全装備の装着につきましては、車両の形態や運転業務の特殊性に応じた効果的な装備の装着を検討してまいります。

バックモニターにつきましては、死角の多い車両（ワンボックス型など）への導入を重点的に、公用車の車両更新等において進めてまいります。また、ドライブレコーダーにつきましては、遠距離への運転利用が多い車両で、主にETC装着車両に優先して導入を進めるなど検討してまいります。

公用車の安全装備の充実を図るとともに、運転者自身が安全意識の心がけと安全運転の基本を順守し、交通事故の防止に努めてまいります。

【指摘事項4】 年次有給休暇に関する処理について

年次有給休暇は、労働基準法で認められた働く人の権利であります。休暇処理簿を確認したところ様々な不備があり、特に、各課における残日数の誤処理・区分漏れ・押印漏れなどが多々見受けられます。

更に、昨年度指摘した休暇処理簿の様式については、改正したにも関わらず各課とも使用していない状態が続いていました。こうした事は担当職員だけの問題でなく、請求行為を行う側にも不備があること、また、最終的な一連の行為については、所属課長が確認、把握すべき責任があります。

年次有給休暇は、休暇を取ることによって心身の疲労回復を促し、ゆとりある生活を保障し勤労意欲を高める手段であります。再度、年次有給休暇に対する考えをしっかりと捉えて、働く人に対する適切な休暇処理を願います。

【改善措置（各課共通）】

職員の休暇等の執行にあたりましては、適切な休暇処理の運用に努めるよう全職員へ周知徹底し適切な事務処理に努めてまいります。

また、改正後の休暇処理簿の運用につきましては、職員への周知不足によるものでありますので、速やかに周知徹底すると共に適切な運用に努めてまいります。

健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…

健康ふくし課地域包括支援G
澤崎 勇気 さん

健康な体づくりは、足元から ～フットケアの基礎～

日頃、足の健康に気を配ることは少ないように思います。今回は、足の健康状態を確認しケアする方法について紹介します。

▼足の健康状態を確認する

皮膚や爪の状況に変化がないか確認することは、足の病気を早期発見する上で大切です。次のポイントを確認しましょう。

①色調、②温度（熱感、冷感）、③乾燥、④形（むくみ、たこ、水泡、キズ、角質の肥厚の有無など）

▼足のケアの方法

【①基本は石鹸できれいに洗いましょう】

足は全身で最も汗腺が多いにもかかわらず、大抵の方は1日1回の入浴時にしか洗いません。し

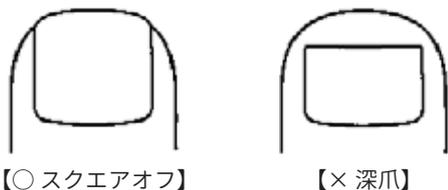
っかり石鹸を泡立て、指の間、爪の周辺の角質を取り除くことが大切です。感染症予防のため、指の間の水分をしっかりとふき取ることも重要です。

【②乾燥が目立つ場合は保湿しましょう】

乾燥は足のトラブルの原因となるため、乾燥が目立つような場合は保湿クリーム等を用います。保湿クリームを塗る際は、指を1本1本マッサージするように塗ると血行を促すことができます。

【③爪切りも大切なフットケア】

入浴後は爪が柔らかくなり、爪切りしやすくなります。1回で大きく爪を切ろうとせず、小さく、少しずつ切るようにしましょう。爪の形は、深爪などにならないようまっすぐ切り端をわずかに落とす切り方（スクエアオフ）を心がけましょう。



爪が割れたりすることを防ぐため、爪切り後はやすりをかけると良いでしょう。



爪のトラブルを予防するためには、足にあった靴を履くこと、そして、よく歩くことも大切です。足に合った靴を履くことで圧迫や摩擦がなくなり、爪の変形を防ぐことができます。また、歩くことでつま先まで血流が促され、爪の健康を保つことができます。

(参考)「はじめよう！フットケア 第3版」日本フットケア学会 2013.9

地域包括支援センターは、高齢者の健康や介護保険サービス等についての相談窓口ですので、お気軽にご相談ください。

【問合せ先 東神楽地域包括支援センター（役場健康ふくし課） ☎83-5600】

日常に彩りを まちづくり推進課 ☎83-2113

花のまちNEWS

01

おさんぽガーデンに参加してみませんか？

町では、自宅や店先などのお庭や花壇を一般に公開していただき、それを取りまとめた地図にした『おさんぽガーデンマップ』を作成しています。

4回目を迎える今年も、楽しくお庭や花壇を作り、マップ掲載にご協力いただける方を募集します。開放するお庭の大きさや種類、期間は自由に設定していただけますので、お気軽にご参加ください。募集期間は2月1日～3月15日までです。

昨年からは参加者への花苗代の助成と、お庭づくりの技術向上を目的とした視察バスツアーを開催し、恵庭市の花の拠点『はなふる』のガーデン見学を行いました。

『おさんぽガーデン』に参加して、お花好きな皆さんと交流してみませんか？詳しくは、まちづくり推進課（☎83-2113）へご連絡いただくか、役場またはふれあい交流館に設置してある案内チラシをご覧ください。たくさんの方のご参加をお待ちしております。



02

冬ならではの楽しみ方 ～氷のハーバリウム～

外で花を楽しめない北海道の冬。せっかくなので今ここでしか楽しめない『氷のハーバリウム』を作ってみませんか？

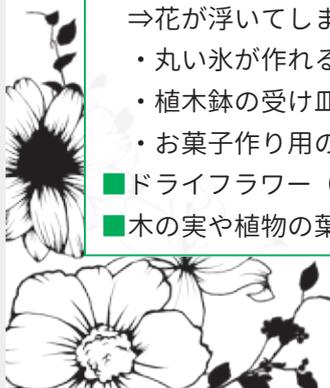
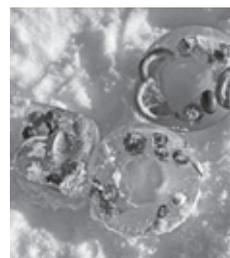
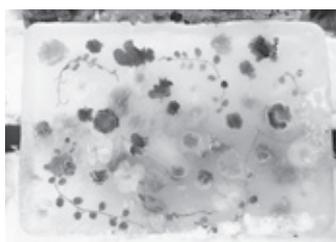
作り方を紹介しますのでぜひご自宅で試してみてください。材料は家にあるもので作れますので手軽にチャレンジできますよ！

【使用する材料】

- 割れない素材の浅い容器
⇒花が浮いてしまうので浅めがおすすめ！
- ・ 丸い氷が作れる製氷機
- ・ 植木鉢の受け皿
- ・ お菓子作り用のシリコン製の型 など
- ドライフラワー（形が崩れていてもOK!）
- 木の実や植物の葉、木の枝 など

材料が揃ったら使いたいものを型に入れ、水を入れて外で凍らせたらできあがりです。気温が高いと材料から色が出てしまうため、寒い日に作るのがおすすめ！一気に凍らせるときれいにできあがります。

ご紹介したものは一例なので、色々と試してみてください。アイスクャンドルを作る時にドライフラワーを入れてもすてきですよ！





電話予約で

土日や**夜間**に各種証明書などの交付が受けられます

平日の開庁時間内に来庁できない場合、事前の電話予約で住民票や各種証明書などの交付を土・日、祝日または、平日夜間に受けることができます。受け取りはご本人または、予約時に指定した同一世帯の方に限りますので、予約時に受け取りに来られる方をお申し出ください。

なお、令和4年2月より、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで住民票などの一部証明を発行することができます。取得可能な証明書など、詳しくはp7をご覧ください。

▼予約可能な証明書など

- ①住民票の写し（戸籍謄抄本、印鑑登録証明書は交付できません）
- ②所得証明、児童手当用所得証明、課税証明、納税証明（法人町民税は除く）
- ③固定資産に係る評価証明、評価通知書、公課証明、資産証明、所有証明
- ④国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、重度・ひとり親・子ども医療費受給者証の再交付（新規交付はできません）



▼予約の受付時間

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

▼受け取り時の留意事項

- ・予約された証明書などは、土・日、祝日の午前8時30分から午後9時または、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午後5時30分から午後9時までの間に役場守衛室（役場北側入口）で交付します。
- ・交付の際には、請求書または、申請書の記入が必要です。
- ・手数料はおつりがないようにお持ちください。
- ・予約された来庁者の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの身分証をお持ちください。顔写真付きの身分証をお持ちでない場合は予約時にご相談ください。
- ・軽自動車税（種別割）納税証明書の交付の際には、車検証原本が必要となりますのでお持ちください。

▼問い合わせ

- ①くらしの窓口課（☎83-5401） ②③税務課（☎83-2119） ④健康ふくし課（☎83-5430）

子育て・保健案内板

日:日時、場:場所、対:対象、内:内容、持:持ち物、申:申込み、他:その他

【■の行事については】

子ども未来課子育て支援センター『ばれっと』 ☎ 080-4500-9351
※各行事について、詳しくは『わくわく便り』をご覧ください。

【■の行事については】

健康ふくし課健康推進グループ ☎ 83-5431



すくよち広場	
日	2月2日(水) 午前10時30分から11時30分
場	ティコット
対	0歳児から1歳児と保護者
内	鬼のマラカス作り
申	1月31日(月)午前中まで(10組)
他	パーク内で無料で遊ぶことができます。

わくわく教室	
日	2月3日(木) ①午前10時から11時 ②午後2時から3時
場	これっと
対	0歳児から就学前児と保護者
内	豆まき会
申	2月1日(火)午前中まで(各18組)
他	詳細は『わくわく便り』参照

子育て教育相談	
日	2月8日(火)午前9時から11時30分
場	ふれあい交流館
対	0歳児から就学前児と保護者
内	子どものやる気を引き出す『魔法の言葉かけ』について守谷陽子先生がお話してくれます。
他	教育相談後、2月生まれのお誕生会を開催します。

すくすく広場	
日	2月10日(木) 午前9時30分から11時30分
場	ふれあい交流館
対	0歳児と保護者
内	食事について
申	2月8日(火)午前中まで(10組)
他	持ち物など、詳しくは『わくわく便り』をご覧ください。

子育て講座	
日	2月15日(火) 午前10時30分から12時
場	ティコット
対	妊婦、0歳児から就学前児と保護者
内	がんばらない子育て
申	2月14日(月)当日まで(12組)
他	完全託児で開催。パーク内ドリンクを無料提供します。

よちよち広場	
日	2月17日(木) 午前9時30分から11時30分
場	ふれあい交流館
対	1歳児と保護者
内	食事について
申	2月10日(木)午前中まで(10組)
他	持ち物など、詳しくは『わくわく便り』をご覧ください。

助産師健康相談	
日	①2月17日(木)②2月25日(金) 午前9時30分から11時
場	①ふれあい交流館 ②役場1階和室
対	妊婦、0歳児と保護者
内	育児相談、母乳相談
申	予約制:健康ふくし課へ☎
持	母子手帳、バスタオル(計測用)、タオル(母乳相談希望の方)

のびのび広場	
日	2月18日(金) 午前9時30分から11時30分
場	ふれあい交流館
対	2歳児から就学前児と保護者
内	食事について
申	2月10日(木)午前中まで(10組)
他	持ち物など、詳しくは『わくわく便り』をご覧ください。

ふれあい・役場健康相談	
日	①2月22日(火)②2月25日(金) 午前9時30分から11時
場	①ふれあい交流館 ②役場1階和室
対	全町民
内	血圧・体脂肪・体重測定、保健・栄養相談、歯科相談(②のみ)
申	予約制:健康ふくし課へ☎
持	母子手帳、血圧手帳、バスタオルなど

子育て講座	
日	2月28日(月) 午前10時から11時30分
場	これっと総合体育館
対	0歳児から就学前児と保護者
内	スポーツレク『バドミントン』
申	2月21日(月)午前中まで(16組)
他	参加費100円。詳しくは『わくわく便り』をご覧ください。



Library

図書館からのお知らせ



■東神楽町図書館新刊

- 三浦綾子祈りのことば (三浦 綾子)
- 聖徳太子のひみつ (井沢 元彦)
- 熟年離婚を考えたら読む本 (monika)
- そそる!うちの中華 (今井 亮)
- CAになる本 (月刊<エアステージ>編集部)
- 名古屋弁トキントキン講座 (船橋 武志)
- 80歳、何かあきらめ、何もあきらめない (萩本 欽一)
- 御坊日々 (畠中 恵)
- 残照の頂 (湊 かなえ)
- 李王家の縁談 (林 真理子)
- あなたとなら食べてもいい (千早 茜)
- 神曲 (川村 元気)
- 熔果 (黒川 博行)
- わくわく自由研究 1・2年生 (辻 健)
- ぜったい絶命!恐竜ワールド (小林 慧)
- せっしゃ、なべぶぎょうでござる!(しめの ゆき)
- おおきなトラとシカのはんぶんくん (バーニス フランケル)
- おうちおおずもう (二宮 由紀子)
- うさぎじかん (刀根 里衣)
- おもち (彦坂 有紀)

■JA文庫新刊

- 手を眺めると、命の不思議が見えてくる(稲垣 栄洋)
 - 甘酒・酒粕・麴のやさしいおやつ (寺田 聡美)
 - 定番おかず100一生ものの味つけレシピ(若山 曜子)
- ※このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館には多くの図書を入荷しています。ぜひお越しください。

おすすめえほん

『ないた あかおに』



浜田広介 / 作
黒崎義介 / 絵
フレーベル館

節分に読みたい絵本から

村人たちと仲良くなりたい気の良い赤鬼。だが村人は赤鬼の優しさが分ならず、怖がって逃げまわるばかりです。

孤独と寂しさに耐えきれなくなった赤鬼は、悩みに悩んだ末、親友の青鬼に相談します。賢い青鬼は赤鬼のためにとても良い考えが浮かびます。

赤鬼は村人たちを自宅に招待し、みんなと心を通わせることができました。

でもその幸せも東の間、赤鬼に思われぬ、そしてあまりにもほろ苦い結末が訪れるのです……。

図書館イベント案内

【小林白炎『命の言霊V』墨絵詩書展】

旭川市在住の『墨絵詩書家』小林白炎先生の墨絵詩書展
2月5日(土)~27日(日)
東神楽町図書館展示ホール (観覧無料)



【おうまのおやこおはなし会】

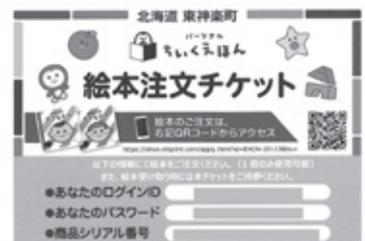
絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』による絵本よみかかせ会
2月26日(土)午前10時30分~ ふれあい交流館プレイルーム
無料 (事前申込不要)



<令和3年度1歳6か月健診対象の皆さまへ>

『パーソナルちいこえほん』の注文はお済みですか? 健診案内に同封の『絵本注文チケット』の有効期限は、令和4年3月18日午後5時までです。有効期限を過ぎると注文できなくなるため、お早めの注文をお願いします。

【絵本注文チケット】



Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



2月

まちの情報案内板



- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これつと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

お気軽にどうぞ
心配ごと相談

社会福祉協議会 ☎83-5424

毎日の生活の中のちょっとした困りごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話しを伺います。相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

■ 日程 2月17日(木)午後1時～4時

■ 場所 役場庁舎2階研修室2

森林所有者の方々へ

東神楽町森林組合 ☎83-2234
産業振興課 ☎83-2114

森林は40年から50年の年月をかけて育てるため、適切な時期に管理することが大変重要です。森林の管理は、主に次のとおりです。

■ 下刈り

植栽した苗木は背の高さが周辺の草より高くなるまで、夏場の下草刈りが欠かせません。

■ 除間伐

植えた苗木の成長に応じて立木本数を間引きするもので、日当たりや風通しがよくなり木が早く太ります。

■ 植林

山の木を伐採したまま放置すると、土砂が流失したり、山崩

れが発生する可能性が高まります。次代に引き継ぐ森林をつくるためにも、伐採後の植林を行うことが大切です。

これら森林整備の予定がありましたら、森林組合または産業振興課にご連絡ください。

農地を相続した時は
届け出が必要です

農業委員会事務局 ☎83-5440

相続、および法人の合併や分割、時効取得などにより農地を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です。

届出の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から、おおむね10か月以内となっています。

なお、相続された方が農地を耕作できない場合は、地区担当農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

健康ふくし課 ☎83-5430

■ ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、知的障がい・精神障がい・発達障がいなど、外見から分からないでも援助や配慮を必要として

高齢者事業団 会員を募集しています！

高齢者事業団は、経験や技術を活かした仕事を通じて社会参加が図られるよう補助的、短期的な仕事を提供し、健康・生きがいを目的とする自主的団体です。

■ 会員の条件

町内に居住するおおむね80歳までの方で、働く意欲のある健康な方（草刈りできる方大歓迎！半日作業できる方も歓迎！）。

■ 作業内容

公共施設の夜間・休日の管理業務、公園などの草刈り・清掃作業、公共花だんの植栽・除草作業、環境整備のほか一般作業など。

■ 報酬 自分が働いた仕事に応じて支払われます。

■ 申込 義経公園内の高齢者事業団事務局まで。

■ 問い合わせ 高齢者事業団事務局(☎ 83-5425)

新入職員紹介 よろしくお願ひします！

令和4年1月1日付けで新たに1名が町職員となりました。どうぞよろしくお願ひします。



総務課
やまもと しんた
山本 真太

■ 問い合わせ 総務課(☎ 83-2112)

いる方々が、周囲に配慮を必要として、知らせることで援助を得やすくするものです。

ヘルプカードとは

障がいがある人などの中には、自分から『困った』となかなか伝えられない人がいます。災害時や緊急時など、障がいのある方などが困ったときに周囲の方から手助けを求めめるためのものです。

配布場所

健康ふくし課3番窓口

配布方法など

配布申出書の記入をお願いします。(各種障害者手帳の提示や印鑑などは不要)

※ふれあい交流館で受け取りを希望される場合は事前に健康ふくし課にご連絡ください。
※ご家族や代理人による受け取りも可能です。

ヘルプマークを身につけた方をみかけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク

母子父子寡婦福祉資金の申請

健康ふくし課ふくし課☎83-54330

北海道では、母子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉の増進を目的に、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行っています。

貸付資金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・就職支度資金・修業資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金

貸付対象・限度額・期間など

貸付資金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早めにお問い合わせください。なお、修学資金の借り入れを希望される方は、2月28日(月)までにご連絡ください。

子宮・乳がん・骨検診を実施します

健康ふくし課健康推進G☎83-54331

日程

3月1日(火) 旭川がん検診センター

場所

旭川がん検診センター

※バスでの送迎があります
・役場前：午前8時出発
・ふれあい交流館前：午前8時

15分出発

■申込 検診日の1か月前までに健康ふくし課健康推進グループまで。

献血にご協力ください

健康ふくし課健康推進G☎83-54331

旭川赤十字献血センターの移動採血車が献血を実施します。ご協力をお願いします。

日時

2月20日(日)午前9時～12時、午後1時30分～4時30分

場所

ベストム東神楽店

ナイトスケートリンク実施

地域の元気づくり課☎83-5407

東聖スケートリンクのオープン期間中、毎週土曜日は午後7時まで開放します。夜間の利用となりますので、小学生以下は保護者同伴でご利用ください。
※悪天候時除く
※数に限りがありますが、スケート靴の無料貸出あり。

2月5日(土)午後6時 全町アイスクャンドル一斉点灯

ご家庭で作ったアイスクャンドルに一斉に明かりを灯しましょう。

【協力家庭へのキャンドル配布】

■配布期限 2月4日(金)まで

※数に限りがあるため無くなり次第終了します。

■配布場所

総合福祉会館、ふれあい交流館、役場総務課、これっと総合体育館、図書館、つつじ館
※各施設の開館時間内にお受け取りください。

【とっておきの1枚募集!!】

皆さんの取組を町のFacebookで紹介します!

一斉点灯時の写真1枚を2月6日(日)までに

QRコードからメールで送ってください。

※写真はjpeg形式で5MBまで



■問い合わせ 地域の元気づくり課(☎83-5407)

高齢者基準緩和型通所サービス事業 あえる day を利用しませんか

軽い運動や交流、レクリエーション活動などを通じて要介護状態となることや、閉じこもりを予防するための活動の場です。楽しみながら健康を保ちましょう。

■対象者

65歳以上で、足腰が弱くなってきた、物忘れが気になる、意欲がわかず元気がなくなったなどの心配のある町民の方で、基本チェックリスト(介護予防の必要性をチェックする質問票)により対象となった方

※介護保険の要支援認定の方も対象となります

■場 所 東神楽町デイサービスセンター内

■実施日 毎週木曜、金曜(利用はいずれか週1回)

■定 員 木曜、金曜ともに12名

■利用料 1回につき300円(送迎あり)

※送迎を希望しない場合200円

※その他、昼食代500円

■問合せ・申込 健康ふくし課地域包括支援G(☎83-5600)

口座振替による前納は
2月末までにお申し込みを
旭川年金事務所 ☎27-1611
(音声案内2 ↓ 2)

国民年金保険料の納付に『口座振替』をご利用いただく、納付のたびに金融機関などに行き手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

また、4月分から翌年3月分まで、一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割り引きになります。

口座振替での前納には、6か月分(4月分から9月分、10月分から翌年3月分)、1年分(4月分から翌年3月分)、2年分(4月分から翌々年3月分)の3つの振替方法があり、期間が長いほど割引額は増加します。

4月分からの口座振替による前納をご希望の場合は、2月末までに金融機関の窓口または年金事務所でお申し込み手続きが必要です。

国民年金保険料の納付を
クレジットカードでも
旭川年金事務所 ☎27-1611
(音声案内2 ↓ 2)

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付することが

きます。クレジットカード納付による2年前納も可能で、とても便利な納付方法です。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。クレジットカード納付をご希望の方、またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、旭川年金事務所へお問い合わせください。

大雪地区広域連合からの
お知らせ
大雪地区広域連合国保対策室
☎82-3697

■まずはご相談を！新型コロナウイルスウィルス感染症に係る傷病手当金&保険料の減免

各種制度の申請期限は3月31日(木)です。申請方法など詳しくは、大雪地区広域連合にお問い合わせください。

■傷病手当金の支給(国民健康保険、後期高齢者医療制度)

新型コロナウイルスに感染・感染疑いのため仕事を休み、その間給与などが支払われない、あるいは減額された場合は、『傷病手当金』を受け取れることがあります。【要申請】

※原則、申請については事前に電話にてご相談いただき、該

当するかを確認した後、申請書を送付いたします。申請書のほか、事業主からの証明、医療機関からの証明が必要となります。

■保険料の減免(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)

新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者等の収入が3割以上減少した世帯や、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯を対象に、各種保険料の減免を実施しています。【要申請】

■北方領土の返還について
まちづくり推進課 ☎83-2113

北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。北方領土返還要求運動が始まってから60年以上が経過していますが、返還への具体的な道筋は今なお見えなまま現在に至っています。

北方領土問題の1日も早い解決を期待している北海道としては、道民世論の結集を図るため、2月7日の『北方領土の日』を中心に、啓発活動を展開しています。皆さんの北方領土返還運動へのご理解とご協力をお願いします。

令和4年版『暮らしの便利帳』の配布を開始します！

令和3年広報10月号でお知らせしたとおり、平成28年度に㈱サイネックスと官民協働事業として発行した『暮らしの便利帳』の内容を更新し、令和4年2月より各世帯へ配布を開始します。

防災や各種行政手続き、税金、年金、子育て、福祉などの情報と企業等の広告を1冊にまとめ、暮らしに役立つ1冊となっています。

■規格
A4版・フルカラー 52ページ

■配布予定
令和4年2月中に開始し、2月28日(月)までに完了予定。
※天候不良等により変更となる場合があります。



■問い合わせ まちづくり推進課(☎83-2113)

令和4年度採用 保育士(任期付職員)募集

町では、令和4年度採用の任期付職員を次のとおり募集します。

- 職種 保育士(任期付職員)
- 募集人数 若干名
- 受験資格

保育士及び幼稚園教諭の有資格者または令和4年4月までに取得見込の方

- 業務内容等問合せ先 こども未来課 ☎83-5423
- 受付期間 2月4日(金)まで
- 試験日時 2月13日(日)午前10時
- 試験会場 東神楽町役場
- その他

申込履歴書、実施要項等は総務課でお渡しします。詳細は実施要項をご確認ください。

■問い合わせ 総務課(☎83-2112)

令和4年4月任用
会計年度任用職員を募集します

■応募方法

指定の履歴書に必要事項を記入のうえ、2月18日(金)までに総務課へ提出してください(必着、郵送可)。履歴書は、ホームページからダウンロードしていただくか、町内各施設(※)に設置していますのでご利用ください。郵送で請求する場合は、返信用封筒(角2封筒に返送先の住所、氏名を記入し、120円分の切手を貼付したもの)を同封し、総務課へ請求してください。

■試験、資格など

履歴書により選考した後、面接試験を実施します。資格は3月31日(木)までに取得見込み者も含まれます。

■その他

勤務日・勤務時間などの詳細については、町のホームページまたは、町内各施設(※)に備え付けの募集要項をご覧ください。

※役場総務課、総合福祉会館、これっと総合体育館、ふれあい交流館

■募集職種など

募集職種	勤務場所	募集人数
保育士(常勤)	町内保育園	若干名
保育士(代替)	町内保育園	若干名
幼稚園教諭	東神楽幼稚園	1名
相談支援員(常勤)	子ども発達支援センター	若干名
療育指導員(常勤)	子ども発達支援センター	若干名
言語聴覚士	子ども発達支援センター	1名
児童クラブ支援員	児童クラブ (中央または東聖)	若干名
一般事務または軽作業 (障がいをお持ちの方)	役場または町内施設	1名
調理員(代替)	町内小中学校	3名

■問い合わせ 総務課 (☎83-2112)

ご協力ありがとうございました!東神楽町共同募金委員会からのお知らせ
赤い羽根共同募金・歳末助け合い義援金の実績

■赤い羽根共同募金

昨年10月1日から展開した『赤い羽根共同募金』には、多くの皆さんの参加とご協力をいただきました。住民の皆さん、各企業をはじめ、運動推進にご協力いただいた女性ボランティア、小中学校児童・生徒の皆さんに厚くお礼申し上げます。寄せられた募金は全額、民間の社会福祉事業など道内の福祉施設の設備、各種福祉活動や運動推進のために役立てられます。また東神楽町社会福祉協議会への助成金は、地域福祉活動やボランティア活動資金などに充てられます。

共同募金の実績	総額 157万 4615円
戸別募金(行政区)	117万 7700円
企業募金	28万 9000円
学校募金	2万 8038円
街頭募金(中止)	—
職域・個人ほか	7万 9877円

(令和3年12月31日現在)

■歳末助け合い義援金

昨年12月1日から実施した『歳末たすけあい運動』では、全町の皆さんのご支援により、多くの義援金が寄せられました。

ご協力いただきました町民の皆さんや関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

寄せられた義援金は、町民そろって明るいお正月を迎えるため、支援を必要とする世帯に対し、令和3年12月27日に直接届けられました。なお、助成内訳については、4月発行の社協だよりでお知らせします。

皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

義援金の実績	総額 117万 1539円
戸別募金(行政区)	111万 2696円
団体募金	5万 8843円

(令和3年12月31日現在)

■問い合わせ 総務課 (☎83-2112)

受付期間：令和4年1月31日から2月14日まで
公営住宅等の入居者を募集します

■入居者資格

次の条件すべてに該当し、収入が基準に該当する方

- ①同居する親族があること（60歳以上の者等規則で定める者を除く）
- ②現に住宅に困窮していること
- ③税・使用料等を滞納していないこと
- ④入居しようとする者全員が暴力団員でないこと

■収入基準

【公営住宅の場合】

入居者全員の所得月額が158,000円以下（裁量階層世帯は214,000円以下）

【特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅の場合】

入居者全員の所得月額が158,000円以上487,000円以下

※ただし、所得が月額158,000円に満たない方については、所得の上昇が見込まれる方

■申込書類など

- ①入居申込書
- ②入居者全員分の住民票
- ③入居者全員分の所得証明書または源泉徴収票など
- ④入居者全員分の個人番号確認書類（個人番号カード、通知番号カード等）
- ⑤申込者本人確認書類（運転免許証、旅券等）の提示
- ⑥その他必要と認める書類
- ⑦印鑑

※①は建設水道課で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

■受付期間 令和4年1月31日(月)から2月14日(月)

■提出先 建設水道課管理グループ

※郵送提出の場合は、必ず特定記録郵便で送ってください。最終日必着。

■その他

募集戸数を超える申し込みがあった場合は、入居者選考委員会または公開抽選会により決定する予定です。その他、詳しくはホームページをご覧ください。また、建設水道課管理グループへお問い合わせください。

なお、募集期間までに申込が無かった特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅の募集団地については、令和4年4月28日(木)まで随時募集します。

■募集住宅

【公営住宅】

募集団地	戸数	間取り	建築年度	家賃
忠栄07-1年棟 (19号南2番地)	1	1階 2LDK	平成 19年度	収入条件等 により変動 あり
緑町99年棟 (南1条東2丁目)	1	3階 3LDK	平成 11年度	
緑町96年棟 (南1条東2丁目)	2	4階 3LDK	平成 7年度	
緑町62年棟 (南1条東2丁目)	1	3階 3LDK	昭和 62年度	
緑町59年棟 (南1条東2丁目)	1	1階 3LDK	昭和 59年度	

※緑町59年棟は、令和3年3月に火災事故があった住宅です。

【特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅】

募集団地	戸数	間取り	建築年度	家賃
さくら町地優賃18-1 (南2条西2丁目)	1	2階 3LDK	平成 30年度	72,700円
ひじり野西特公賃10-1 (北1条6丁目)	1	1階 2LDK	平成 22年度	59,300円
ひじり野西特公賃10-2 (北1条6丁目)	1	2階 3LDK	平成 22年度	69,900円
緑町特公賃05-2 (南1条東2丁目)	1	2階 3LDK	平成 17年度	64,400円
志比内特公賃94年棟 (字志比内)	1	1階 3LDK	平成 6年度	36,400円

■問い合わせ 建設水道課管理グループ (☎83-5413)

それで合ってる？

ゴミの分け方出し方

01
CHECK

収集できないゴミについて

これまででも分別ルール・出し方が守られていないゴミについて広報などで取り上げてきましたが、各地のゴミボックスや資源回収物置には同様のゴミが未だに多く見受けられます。

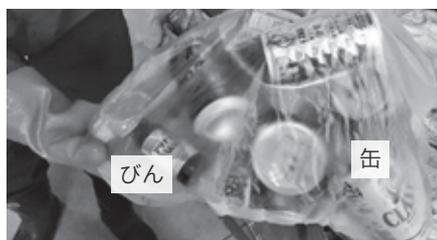
誤った出し方をされた事例を紹介しますので、このような出し方にならないよう改めてご注意いただきますようお願いいたします。

① 汚れがひどいもの



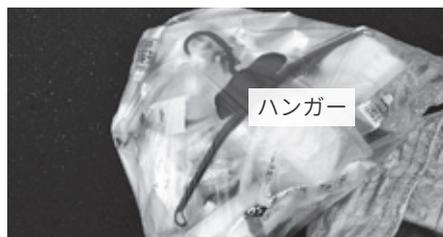
洗っていない缶から出てきた中身が溜まっています。
⇒水でゆすぐなど、必ず洗ってください。どうしても汚れの落ちないものは燃やせるものは可燃ゴミ、燃やせないものは不燃ゴミとして出してください。

② 異なる種類の資源が混在している



びん、缶がまとめて出されています。
⇒びんはびんのみ、缶は缶のみと種類ごとに袋を分けてください。
※紙類は紙の種類によって分けてください。

③ 資源にならないものが混ざっている



その他プラスチックと合わせてプラスチックハンガーが出されています。
⇒『プラマーク』の付いていない硬いプラスチックや、金属部品のついたプラスチックは不燃ゴミです。

④ 有害ゴミが混ざっている



缶の中にスプレー缶が混ざっています。
⇒スプレー缶は有害ゴミです。資源とはなりません。正しい出し方をしないと、火災事故の危険があります。

【収集できないゴミがあると…】

- ・他のゴミを入れるスペースを奪ってしまいます。
- ・袋の中に生ゴミや食べ残し等があると腐敗による悪臭等が発生します。
- ・カラスなどの野生動物がゴミを荒らす原因となります。



【皆さまへのお願い】

改善が見られない場合は、役場職員がゴミ袋を開封して排出者を特定し、直接指導を行うこともあります。分別ルール・出し方が守られていないゴミを減らすためには、みなさんの分別への意識が必要です。改めて分別ルール等をご確認いただき、正しい分別・出し方をお願いします。

2月 イベント カレンダー

SNSや防災無線もチェック!



※新型コロナウイルスの影響により、事業が中止となる場合があります。ご注意ください。

休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

1日(火)		
2日(水)	すくよち広場(ティコット)	
3日(木)	わくわく教室(これっと) 【診療所】受付午後2時15分まで、その後休診	
4日(金)	保育士(任期付職員)応募締切 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
5日(土)	全町アイスクャンドルー斉点灯 ナイトスケートリンク	
6日(日)		つ
7日(月)		図
8日(火)	子育て教育相談(ふれあい交流館) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
9日(水)		
10日(木)	すくすく広場(ふれあい交流館) 【診療所】受付午後2時15分まで、その後休診	
11日(金)		つ
12日(土)	ナイトスケートリンク	
13日(日)		つ
14日(月)	大雪霊園新墓所エリア使用申請受付開始 公営住宅等入居者募集受付締切 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	図
15日(火)	子育て講座(ティコット) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	

16日(水)	【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
17日(木)	よちよち広場(ふれあい交流館)、助産師健康相談(ふれあい交流館)、心配ごと相談(役場) 【診療所】受付午後2時15分まで、その後休診	
18日(金)	のびのび広場(ふれあい交流館) 会計年度任用職員応募締切 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
19日(土)		
20日(日)	旭川赤十字センター移動献血	つ
21日(月)	【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	図
22日(火)	ふれあい健康相談(ふれあい交流館)	
23日(水)		つ
24日(木)	【診療所】受付午後3時15分まで、その後休診	
25日(金)	助産師健康相談(役場) 役場健康相談(役場) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	図
26日(土)		
27日(日)		つ
28日(月)	子育て講座(これっと総合体育館) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	図



ご意見・ご感想をお寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日/令和4年1月27日発行 発行者/東神楽町
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>

東神楽町

検索

編集者/まちづくり推進課

